年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要	1.	今回0)あっ	みせん	楽	の根	牙要
----------------	----	-----	-----	-----	---	----	----

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 13 件

厚生年金関係 13 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9件

国民年金関係 5件

厚生年金関係 4件

福岡(宮崎)厚生年金 事案 4643

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)における資格取得日に係る記録を昭和35年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年7月1日から同年10月1日まで 私は中学を卒業後、昭和34年4月1日にC県のD社(現在は、E社)に 就職し、入社後まもなく、同社F支店への転勤の募集があった際、当時、 兄が同支店に勤務していたので、転勤を希望した。40年8月末に退職する まで継続して、D社又はA社に勤務していた。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が氏名を記憶している同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間にA社に継続して勤務していたことが推認できる。

また、申立人と同様に、昭和 35 年7月1日にD社における厚生年金保険被保険者資格を喪失し、A社が厚生年金保険の適用事業所となった同年 10 月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる同僚が提出したA社の社名が記載されている同年6月分から同年 11 月分までの給料支払明細書により、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人についても、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

一方、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社は昭和 35 年 10 月 1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間に適用事業所であった記録は確認できないものの、商業登記簿謄本によると、同社の設立年月日は

同年6月3日であるとともに、複数の同僚の供述により、5人以上の従業員が 常時勤務していたことが推認できることから、当時の厚生年金保険法に定める 適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述の給料支払明細書により、厚生年金保険料は、翌月控除であったものと推認できるところ、D社における資格喪失時(昭和 35 年 6月)からA社における資格取得時(昭和 35 年 10月)までの全ての期間に係る厚生年金保険料控除額は同額であり、その金額に見合う標準報酬月額は、D社における資格喪失時の標準報酬月額と一致していることから、申立人についてもD社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における昭和 35 年 6 月の標準報酬月額から、5,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料を保管しておらず不明であるとしているが、A社は適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所(当時)に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

福岡(宮崎)厚生年金 事案 4644

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)における資格取得日に係る記録を昭和35年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年7月1日から同年10月1日まで 私は中学を卒業後、昭和34年4月1日にC県のD社(現在は、E社)に 就職し、会社から命ぜられたので、同社F支店へ転勤した。40年8月末に 退職するまで継続して、D社又はA社に勤務していた。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録により、申立人が申立期間にA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立人と同様に、昭和 35 年7月1日にD社における厚生年金保険被保険者資格を喪失し、A社が厚生年金保険の適用事業所となった同年 10 月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる同僚が提出したA社の社名が記載されている同年6月分から同年 11 月分までの給料支払明細書により、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人についても、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

一方、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社は昭和 35 年 10 月 1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間に適用事業所であった記録は確認できないものの、商業登記簿謄本によると、同社の設立年月日は

同年6月3日であるとともに、複数の同僚の供述により、5人以上の従業員が 常時勤務していたことが推認できることから、当時の厚生年金保険法に定める 適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述の給料支払明細書により、厚生年金保険料は、翌月控除であったものと推認できるところ、D社における資格喪失時(昭和 35 年 6月)からA社における資格取得時(昭和 35 年 10月)までの全ての期間に係る厚生年金保険料控除額は同額であり、その金額に見合う標準報酬月額は、D社における資格喪失時の標準報酬月額と一致していることから、申立人についてもD社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における昭和 35 年 6 月の標準報酬月額から、5,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料を保管しておらず不明であるとしているが、A社は適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所(当時)に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

福岡 (熊本) 厚生年金 事案 4645

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社に合併。)における資格取得日に係る記録を昭和 44 年 5 月 1 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を 3 万 3,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和20年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月1日から同年6月1日まで 私は、昭和39年3月にB社に入社し、A社に異動したことはあったが、 申立期間についても継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚 生年金保険被保険者記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録、B社が提出した辞令原簿、同社の回答及び申立期間当時に厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間において、A社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人と同様に、B社において、昭和 44 年 5 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、A社において、同年 6 月 1 日に当該資格を取得している同僚が所持している給料明細書によると、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていることが確認できる上、同年 5 月分の給料明細書には、A社の当時の給与事務担当者の印が押されていることが確認できる。

さらに、B社は、申立期間当時、従業員が転勤等で新しい配属先に配属された場合でも、従業員全員を厚生年金保険に加入させ、厚生年金保険料を控除していたと思われると回答している。

加えて、A社は、申立期間において、厚生年金保険の適用事業所となっていないものの、商業登記簿謄本から、同社は昭和44年1月20日に設立されて

いることが確認できる上、雇用保険の記録から、同社は、同年5月1日に雇用保険の適用事業所になっており、同日付けで、申立人を含め5人が当該資格を取得していることなどから、同社は、申立期間当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る健康保険 厚生年金保険被保険者名簿における昭和 44 年 6 月の記録から 3 万 3,000 円と することが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、申立期間において適用事業所の要件を満たしているものの、事業主が社会保険事務所(当時)に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

福岡(大分)厚生年金 事案 4646

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成 15 年 12 月 29 日、16 年 7月 30 日、同年 12 月 29 日、17 年 8 月 10 日、同年 12 月 29 日、18 年 7 月 31 日、同年 12 月 29 日、19 年 7 月 31 日に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額の記録については、15 年 12 月 29 日は 2 万 6,000 円、16 年 7 月 30 日は 35 万円、同年 12 月 29 日は 30 万円、17 年 8 月 10 日は 20 万円、同年 12 月 29 日は 25 万円、18 年 7 月 31 日は 28 万円、同年 12 月 29 日は 33 万円、19 年 7 月 31 日は 40 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和20年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月29日

- ② 平成16年7月30日
- ③ 平成16年12月29日
- ④ 平成17年8月10日
- ⑤ 平成17年12月29日
- ⑥ 平成 18 年 7 月 31 日
- ⑦ 平成 18 年 12 月 29 日
- ⑧ 平成19年7月31日
- 9 平成21年7月31日
- ⑩ 平成 21 年 12 月 29 日
- ① 平成22年7月

私は、A社に勤務していた時に、申立期間に係る賞与の支給を受け、厚生年金保険料も控除されていたが、現在の私の年金記録に記録されていないので、調査の上、申立期間について記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間の標準賞与額に係る年金記録の確認を求めているが、 厚生年金保険の保険給付及び保険料納付の特例等に関する法律に基づき、 標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるの は、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額 のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これら標準賞与 額のいずれか低い方の額を認定することとなる。
- 2 申立期間①、②、③、⑥及び⑦については、申立事業所の回答、申立人が 提出した当該期間に係る申立人名義の金融機関の取引推移一覧表及び申立 期間において申立事業所に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複 数の同僚が所持している賞与支給明細書から判断すると、申立事業所から 申立人に対し、当該期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主 により当該賞与から控除されていたことが認められる。

申立期間①については、前述の申立人名義の金融機関の取引推移一覧表によると、申立期間②に支給された賞与と同額の賞与が、申立事業所から申立人名義の口座に振り込まれていることが確認できるところ、同僚が所持している当該期間に係る賞与支給明細書に記載された厚生年金保険料額は、支給されている賞与の金額に見合う厚生年金保険料額と比べて、著しく低額となっていることが確認でき、申立事業所は、申立人についても同じ保険料率に基づいた保険料控除を行ったものと推認されることから、同保険料率に基づく保険料控除額から判断すると、当該期間に係る標準賞与額については、平成15年12月29日は2万6,000円とすることが妥当である。

申立期間②、③、⑥及び⑦に係る標準賞与額については、上記の取引推移 一覧表及び同僚の賞与支給明細書から推認できる賞与支給額及び保険料控 除額から、平成16年7月30日は35万円、同年12月29日は30万円、18 年7月31日は28万円、同年12月29日は33万円とすることが妥当である。

3 申立期間④、⑤及び⑧については、申立事業所が提出した申立人に係る源泉徴収簿及び回答書並びに申立人が提出した当該期間に係る申立人名義の金融機関の取引推移一覧表、及び申立期間において当該事業所に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚が所持している賞与支給明細書から判断すると、申立事業所から申立人に対し、当該期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、標準賞与額については、前述の源泉徴収簿により確認できる賞与 支給額及び保険料控除額から、平成 17 年 8 月 10 日は 20 万円、同年 12 月 29 日は 25 万円、19 年 7 月 31 日は 40 万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①から⑧までに係る厚生年金保険料の事業主によ

る納付義務の履行については、申立事業所は、申立期間①から⑧までに係る 健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出しておらず、厚生年金保険 料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所(当時)は、 当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料についての納入の告知を行っておら ず、事業主は、申立人に係る申立期間①から⑧までの保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

4 申立期間⑨及び⑩については、申立事業所が提出した申立人に係る源泉徴収簿により、賞与の支給は確認できるものの、厚生年金保険料の控除が確認できず、申立事業所は、当該期間において、申立人に支給した賞与から厚生年金保険料を控除していない旨回答している。

また、源泉徴収簿の「差引支給額」欄に記載された金額と、前述の申立 人名義の金融機関の取引推移一覧表に記載された振込金額が合致している ことが確認できる。

このほか、申立人が主張する申立期間⑨及び⑩に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による賞与からの控除について確認できる関連 資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が申立期間⑨及び⑩について、その主張する標準賞与額に基づく厚 生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることは できない。

5 申立期間⑪について、前述の取引推移一覧表によると、申立人に対して賞 与が支給されたことは確認できない。

このほか、申立人が主張する申立期間⑪に係る標準賞与額に基づく厚生 年金保険料の事業主による賞与からの控除について確認できる関連資料及 び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が申立期間⑪について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金 保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできな い。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち平成 19年6月 16日から同年9月 16日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年6月 16日に、資格喪失日に係る記録を同年9月 16日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年4月16日から同年10月15日まで

私は、平成 19 年 3 月 16 日にA社における厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年 6 月分から同年 9 月分までの給与支給明細書により厚生年金保険料が控除されていることが確認できるにもかかわらず、同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日が同年 4 月 16 日と記録され、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成19年6月16日から同年9月16日までの期間については、申立人が提出した同年7月支給分から同年9月支給分までの給与支給明細書(支給対象期間は、平成19年6月16日から同年9月15日まで)により、申立人はA社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立人は、「A社から厚生年金保険料の返金を受けた記憶は無い。」と主張しているところ、同社は、前述の期間に係る給与から控除した厚生年金保険料について、「申立人に返金したと考えられるメモ書きが保管されているものの、返金した事実を明らかにできる領収書等の資料が見当たらない。社員へ返金等を行った場合には必ず現金出納簿に記載しているが、

申立人への返金については、当時の現金出納簿に記載されていないことから、 返金したか不明である。」と回答しており、当該厚生年金保険料が返金され た事実を確認することができない。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち平成 19 年 6 月 16 日から同年 9 月 16 日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人の同社における資格取得日に係る記録を同年 6 月 16 日に、資格喪失日に係る記録を同年 9 月 16 日に訂正することが必要である。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人が提出した給与明細書により確認できる報酬月額から、11 万 8,000 円とすることが妥当である。なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は当該期間に係る届出を行っていなかったと回答しており、厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、申立人は、平成19年4月16日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失したことが確認できることから判断すると、事業主から社会保険事務所(当時)へ当該期間に係る

資格の取得及び喪失等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず、 事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していない

2 申立期間のうち、平成 19 年 4 月 16 日から同年 6 月 15 日までの期間については、申立人が所持する同年 6 月支給分の給与支給明細書(支給対象期間は、平成 19 年 5 月 16 日から同年 6 月 15 日まで)及びA社の賃金台帳により、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

と認められる。

しかしながら、A社は、当該厚生年金保険料については平成 19 年 3 月分の保険料であると回答しているところ、年金事務所が保管する「総合調査台帳及び復命書」によると、同社は、管轄社会保険事務所の総合調査を受けたことにより、申立人に係る厚生年金保険被保険者の資格取得(平成 19年 3 月 16 日付け)及び喪失(平成 19年 4 月 16 日付け)の届出を、同年 5 月 10 日に行ったことが確認でき、当該賃金台帳では、同年同月 25 日に支給された給与(支給対象期間は、平成 19年 4 月 16 日から同年 5 月 15 日まで)からは厚生年金保険料が控除されていないことを踏まえると、同社の回答のとおり、同年 6 月支給分の給与から控除された保険料は、同年 3 月

分と考えられる。

また、申立期間のうち平成19年9月16日から同年10月15日までの期間 についても、前述の賃金台帳により申立人に給与が支給されているものの、 当該期間に係る厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の平成 19 年 4 月 16 日から同年 6 月 15 日までの期間及び同年 9 月 16 日から同年 10 月 15 日までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち平成19年4月16日から同年6月15日までの期間及び同年9月16日から同年10月15日までの期間に係る厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 4648

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人A社B支店(現在は、C社)における資格取得日に係る記録を昭和34年11月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和15年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年11月25日から同年12月3日まで

A社に入社してから退職するまで継続して勤務していたが、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。申立期間は、同社から同社B支店に異動した時期と思われるが、継続して勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社が提出した在籍者一覧表及び同社の回答から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し(昭和34年11月25日にA社から同社B支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店に係る健康 保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和34年12月の記録から、1万4,000円と することが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、C社が提出した「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」において、申立人のA社B支店に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日が昭和34年12月3日となっていることから、事業主が同日を資格取得日として社会保険事務所(当時)に届け、その結果、社会保

険事務所は申立人に係る同年 11 月の厚生年金保険料について納入の告知を 行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履 行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社(現在は、B社)における当該期間の標準賞与額に係る記録を34万5,000円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間②、③及び④に係る厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、C社における標準賞与額に係る記録を、平成20年7月31日は45万円、同年10月15日は23万円、及び21年10月15日は22万5,000円とすることが妥当である。

なお、両事業所の事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金 保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和29年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月11日

- ② 平成20年7月31日
- ③ 平成20年10月15日
- ④ 平成21年10月15日

私がA社に勤務した期間のうち、申立期間①について賞与支払届が未提出であったため標準賞与額の記録が無い。

また、私がC社に勤務した期間のうち、申立期間②、③及び④について 賞与支払届が未提出であったため標準賞与額の記録が無い。

全ての申立期間について標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の記録について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内とすることとされており、記録の訂正等を行う場合は、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間①の標準賞与額については、A社の所得税源泉徴収簿兼賃金台帳から確認できる賞与額及び保険料控除額から、34 万 5,000 円とすることが妥当である。

また、申立期間②、③及び④の標準賞与額については、C社の所得税源泉 徴収簿兼賃金台帳から確認できる保険料控除額から、平成 20 年 7 月 31 日は 45 万円、同年 10 月 15 日は 23 万円、21 年 10 月 15 日は 22 万 5,000 円に訂正 することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、C 社の事業主及び同社とA社に係る社会保険事務の担当者は、申立期間に係る賞 与支払届を社会保険事務所(当時)に提出していないと供述していることから、 社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料につい て納入の告知を行っておらず、両事業所の事業主は、当該保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

福岡 (熊本) 厚生年金 事案 4650

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を 21 万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和45年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年10月15日

私がA社に勤務した期間のうち、申立期間について賞与支払届が未提出であったため標準賞与額の記録が無い。

申立期間における標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社の所得税源泉徴収簿兼賃金台帳から、申立期間において 22 万円の賞与が支給され、21 万 6,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内とすることとされており、記録の訂正等を行う場合は、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、前述の所得税源泉徴収簿兼賃金台帳において確認できる保険料控除額から、21 万 6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主及び社会保険事務の担当者は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務

所(当時)に提出していないと供述していることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

福岡(熊本)厚生年金 事案 4651

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成20年7月31日は70万円、同年10月15日は25万円、21年10月15日は22万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を 納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和33年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成20年7月31日

② 平成 20 年 10 月 15 日

③ 平成21年10月15日

私がA社に勤務した期間のうち、全ての申立期間について賞与支払届が 未提出であったため標準賞与額の記録が無い。

全ての申立期間における標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社の所得税源泉徴収簿兼賃金台帳から、平成 20 年 7 月 31 日 に 70 万円、同年 10 月 15 日に 25 万円、及び 21 年 10 月 15 日に 23 万円の賞与が支給され、それぞれ 70 万円、25 万円、及び 22 万 5,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内とすることとされており、記録の訂正等を行う場合は、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、前述の所得税源泉徴収簿兼賃金台帳において確認できる保険料控除額から、平成 20 年 7

月31日は70万円、同年10月15日は25万円、21年10月15日は22万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主及び社会保険事務の担当者は、全ての申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出していないと供述していることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

福岡 (熊本) 厚生年金 事案 4652

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成20年7月31日は70万円、同年10月15日は25万円、21年10月15日は22万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を 納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和40年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成20年7月31日

② 平成 20 年 10 月 15 日

③ 平成21年10月15日

私がA社に勤務した期間のうち、全ての申立期間について賞与支払届が 未提出であったため標準賞与額の記録が無い。

全ての申立期間における標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社の所得税源泉徴収簿兼賃金台帳から、平成 20 年 7 月 31 日 に 70 万円、同年 10 月 15 日に 25 万円、及び 21 年 10 月 15 日に 23 万円の賞与が支給され、それぞれ 70 万円、25 万円、及び 22 万 5,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内とすることとされており、記録の訂正等を行う場合は、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、前述の所得税源泉徴収簿兼賃金台帳において確認できる保険料控除額から、平成 20 年 7

月31日は70万円、同年10月15日は25万円、21年10月15日は22万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主及び社会保険事務の担当者は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出していないと供述していることから、社会保険事務所は、申立人に係る全ての申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

福岡 (熊本) 厚生年金 事案 4653

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成20年7月31日は70万円、同年10月15日は23万円、21年10月15日は22万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を 納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成20年7月31日

② 平成 20 年 10 月 15 日

③ 平成21年10月15日

私がA社に勤務した期間のうち、全ての申立期間について賞与支払届が 未提出であったため標準賞与額の記録が無い。

全ての申立期間における標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社の所得税源泉徴収簿兼賃金台帳から、平成 20 年 7 月 31 日 に 70 万円、同年 10 月 15 日に 23 万円、及び 21 年 10 月 15 日に 23 万円の賞与が支給され、それぞれ 70 万円、23 万円、及び 22 万 5,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内とすることとされており、記録の訂正等を行う場合は、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、前述の所得税源泉徴収簿兼賃金台帳において確認できる保険料控除額から、平成 20 年 7

月31日は70万円、同年10月15日は23万円、21年10月15日は22万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主及び社会保険事務の担当者は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出していないと供述していることから、社会保険事務所は、申立人に係る全ての申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

福岡厚生年金 事案 4654

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保 険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該期間 の標準賞与額の記録を19万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和54年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年7月15日

私は、A社から支給された申立期間に係る賞与の明細書を所持しているが、 当該賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、標 準賞与額の記録が無い。

申立期間について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した平成 20 年夏期賞与に係る給与支給明細書から、申立人は、 申立期間において、その主張する標準賞与額(19 万円)に基づく厚生年金保 険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、当該賞与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

福岡厚生年金 事案 4655

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日に係る記録を昭和47年6月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年6月30日から同年7月1日まで

私は、昭和 47 年4月からA社に勤務していたが、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。同社に継続して勤務していたことは事実であるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、A社が提出した人事記録及び在籍証明書並びに同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚の供述から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し(A社C事業所から同社D支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、同時期にA社C事業所から同社D支店(B事業所)へ転勤辞令を受けた同僚の供述などから判断すると、昭和 47 年 6 月 30 日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における 昭和47年7月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、5万2,000円とす ることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否

かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺 事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

福岡(大分)国民年金 事案 2641

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 5 月、同年 11 月から 52 年 5 月までの期間、同年 8 月から 53 年 9 月までの期間、同年 11 月、54 年 1 月から同年 3 月までの期間、同年 6 月、同年 7 月、57 年 4 月から 58 年 3 月までの期間、59 年 2 月から同年 5 月までの期間及び同年 10 月から 62 年 5 月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和27年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年5月

- ② 昭和51年11月から52年5月まで
- ③ 昭和52年8月から53年9月まで
- ④ 昭和53年11月
- ⑤ 昭和54年1月から同年3月まで
- ⑥ 昭和54年6月及び同年7月
- (7) 昭和57年4月から58年3月まで
- ⑧ 昭和59年2月から同年5月まで
- ⑨ 昭和59年10月から62年5月まで

申立期間は、年金事務所の記録では国民年金保険料の未納期間とされているが、私は、勤務先を退職した都度、A市役所又はB社会保険事務所(当時)で、国民年金の加入手続及び保険料の免除申請を行っていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②、及び③のうち昭和52年8月から53年6月までの期間については、国民年金手帳記号番号払出簿等の記録から、申立人の国民年金手帳記号番号が53年8月頃に払い出されたと推認されるところ、国民年金保険料の免除申請は、申請のあった日の属する月前における直近の基準月(1月、4月、7月及び10月)より前の期間については行うことができないことから、その時点では、当該期間については、保険料免除の申請を行うことはできな

かったものと考えられる。

また、保険料免除の申請は、年度ごとに行う必要があることから、昭和 52 年度と 53 年度にわたる申立期間③については、申請手続を2回行うことが必要であるところ、申立人は、勤務先を退職した都度、保険料の免除申請を行ったとのみ申し立てており、ほかに具体的な供述を得ることができない。

さらに、申立期間①、②、④、⑤、⑥、⑧及び⑨については、国民年金被保険者名簿の記載から、当該期間の国民年金被保険者の資格記録が平成元年7月以降に追加して記録されたことが推測できる上、オンライン記録において、2年7月25日に当該期間に係る資格記録の入力処理が行われていることが確認できることから、その時点までは、当該期間は国民年金の未加入期間であり、保険料免除の申請を行うことはできなかったものと考えられる。

加えて、申立期間⑦については、当該期間の直後の昭和 58 年4月から同年 8月まで、夫婦共に保険料を法定免除されていることが確認できるが、申立 期間⑦については、妻であった者についても未納期間となっている。

また、保険料免除の申請手続は、年度ごとに行う必要があるところ、申立期間は 10 年度にわたっており、複数の行政機関が免除申請に係る事務処理を全て誤ったとは考え難い上、ほかに申立人が申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 2642

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 5 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年5月から49年3月まで

昭和 47 年5月に婚姻に伴う住所変更の届出をA市役所で行った際に、国 民年金の加入手続を行った。最初に同年5月分と6月分の納付書が自宅に 郵送されてきたので近くのB金融機関で納付した。その後は、一期ごとの 納付書が郵送されてきて、夫が納付してくれていた。申立期間の保険料が 未納とされていることに納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 47 年 5 月に婚姻に伴う住所変更の届出をA市役所で行った際に、国民年金の加入手続を行い、その後、納付書が自宅に郵送されてきたので、申立期間の国民年金保険料を近くのB金融機関で納付していたと申し立てている。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の記号番号は、昭和49年12月に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、当該払出時点では、申立期間のうち、47年5月から同年9月までは時効により保険料を納付することができない期間である上、申立人に別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、A市は、国民年金被保険者に納付書が直接郵送されるようになったのは昭和 49 年度からであり、申立期間当時、同市において被保険者本人が金融機関で保険料を納付するには、納付組合に加入して同組合から受領した納付書を使用しない限り納付できなかったと回答しているところ、申立人が納付組合に加入していた事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付して

いたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡 (鹿児島) 国民年金 事案 2643

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月から61年3月まで

私は、昭和 43 年 4 月 19 日に国民年金に任意加入し、国民年金保険料は A市(現在は、B市) C地区の納付組織の集金により納付し、51 年 2 月に 同市 D地区に引っ越した後も、「E班」の納付組織に入って、引き続き納 付組織の集金により保険料を納付していた。

昭和 54 年の健康診断の結果をきっかけに年金をやめようと思い、年金手帳を持参してA市役所へ相談に行ったところ、同市の職員から国民年金保険料の納付免除の手続を勧められ、免除申請をしたが、後日、同市の職員から免除はできないので、健康診断の結果が気になるのであれば、引き続き加入して納付した方がいいと言われ納付を続けた。

昭和 61 年4月に国民年金の第3号被保険者となるまで引き続き納付したのは間違いないので、申立期間を保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 54 年の健康診断の結果をきっかけに国民年金の加入をやめようとA市役所へ相談に行ったが、同市の職員から助言され、引き続き国民年金保険料を納付したと主張している。

しかしながら、申立人が所持している国民年金手帳の資格喪失の日付欄には、「昭和55年4月23日」と記載されているところ、申立人の国民年金被保険者台帳及びA市の国民年金被保険者名簿においても、同日が資格喪失日と記録されていることから、申立期間は未加入期間であり、申立期間に係る保険料の納付書が発行されることは無く、申立人は、申立期間の保険料を納付することはできなかったものと考えられる上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間に係る保険料を「E班」の納付組織の集金により納付していたと供述しているところ、B市は、同市が保管している申立期間に係る「国民年金保険料納付書」の領収控えの綴りには、申立人のものは無く、申立期間のうち昭和55年4月から60年3月までの納付組織名の欄に、「E」と記載されているものがあることが確認できるのみであり、当時の納付組織での国民年金に係る事務内容については確認できないと回答している上、A市が6年間の長期にわたる申立期間について、国民年金保険料の納付記録事務等を誤ったとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、そのほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 2644

第1 委員会の結論

申立人の平成7年4月から9年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和39年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月から9年4月まで

私は、平成7年4月に、A市役所の窓口で国民年金及び国民健康保険の加入手続を行い、その後、同市役所の窓口で定期的に国民年金保険料及び国民健康保険料を納付していた。

申立期間当時は、収入があり、両保険料を納付しなかったことは無いので、申立期間の国民年金保険料が納付済みとされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成7年4月に、A市役所の窓口で国民年金及び国民健康保険の加入手続を行い、その後、同市役所の窓口で定期的に国民年金保険料及び国民健康保険料を納付していたと主張しているが、申立期間当時、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された記録及び基礎年金番号が付番された記録は見当たらない上、申立人が居住していたA市でも、申立人が申立期間当時に国民年金に加入していたことをうかがわせる事情は確認できない。

また、申立人の基礎年金番号は、申立人が平成9年10月21日に厚生年金保険被保険者資格を取得したことを契機として払い出され、付番されたものであり、当該基礎年金番号に国民年金手帳記号番号が統合された記録も見当たらないことから、申立期間は未加入期間であり、申立人に国民年金保険料納付書は発行されず、保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、前述のとおり、申立期間当時、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡及び国民年金の加入記録は確認できないが、仮に、申立人に基礎年金番号が払い出された平成9年10月に国民年金に加入したとしても、申立期間のうち、7年4月から9年3月までについては過年度保険料とな

るところ、申立人が保険料を納付していたとするA市役所の窓口及び同市役所 内に設置されていたB金融機関の窓口においては、国庫金である過年度保険料 を収納することはできない。

加えて、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す 資料として、平成7年分及び9年分の所得税の確定申告書並びに平成8年度国 民健康保険料領収書を提出しているところ、これに基づき検証した結果、7年 分の同申告書の社会保険料控除額欄には金額の記載が無く、9年分の同申告書 に記載されている社会保険料控除額からも、同年において国民年金保険料を納 付していたことはうかがえず、申立期間の国民年金保険料を納付したことを確 認できない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す 関連資料(家計簿等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことを うかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡(鹿児島)国民年金 事案 2645

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年8月から 48 年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和27年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年8月から48年8月まで

私が20歳になった後の昭和47年9月か同年10月頃に、私の父がA市B支所において、私の国民年金の加入手続をしてくれた。その時に父が納付した国民年金保険料の金額及び納付した月数は全く分からない。

その後の保険料は、父が自宅に定期的に来ていた集金人に納付していた。 保険料を受け取った集金人が、私の両親と私の3人の名前が書かれた茶封 筒に印鑑を押していたような記憶はあるものの、私自身が保険料を払って いたわけではないので、集金の周期及び保険料の金額は分からない。

申立期間について、保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親が昭和 47 年 9 月か同年 10 月頃に、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行い、その後の保険料は父親が集金人に納付していたと主張しているものの、国民年金手帳記号番号払出簿及びA市の国民年金被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)から、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間より後の 50 年 12 月 23 日に払い出されていることが確認できる。

また、申立人が所持している年金手帳の「初めて上記被保険者となった 日」の欄には、昭和 50 年9月1日と記載されており、申立人に係るA市の被 保険者名簿及び国民年金被保険者台帳(以下「被保険者台帳」という。)にも 同様の記載が確認できることから、申立期間は未加入期間であり、前述の払出 時点では当該期間の保険料を納付することはできなかったものと考えられる上、 申立人に別の記号番号が払い出されたことうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が所持している国民年金保険料納付状況確認書から確認で

きる納付記録は、前述の被保険者名簿、被保険者台帳及びオンライン記録と一致している上、申立期間に係る保険料が納付されたことをうかがわせる記載は確認できない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡(佐賀) 厚生年金 事案 4656 (佐賀厚生年金事案 79、915 及び 1223 の 再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年3月21日から同年12月1日まで

② 昭和38年10月23日から同年12月30日まで

申立期間①については、A社(現在は、B社)に、申立期間②については C社に勤務していたが、当該期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確 認できなかったため、3度にわたり年金記録確認第三者委員会に申立てを 行ったが、いずれも記録の訂正は認められなかった。

申立期間において勤務していたことは間違いないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、i)申立期間①当時、A社に勤務していた同僚に係る人事記録及び厚生年金保険被保険者記録によれば、当該同僚の同社における厚生年金保険加入日は、採用日から最短で5か月後、最長で58か月後となっていることが確認できること、及び申立人と同じく昭和36年3月21日付けで同社に採用された者の氏名が記載されている名簿(申立人が記載されているページで、申立人を含め15人が連記されている。)に記載されている者15人のうち、同社D支店に配属されている2人は、採用日から2か月以内に厚生年金保険に加入していることが確認できるものの、それ以外の13人のうち申立人を含む5人は、同年12月1日に厚生年金保険に加入しており、残りの8人は同社に係る厚生年金保険の被保険者記録が見当たらないことから、申立期間①当時、同社では、入社後直ちに従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではない事情がうかがえること、ii)申立人は同社における申立期間①当時の同僚が、同社在籍中は厚生年金保

険の未加入期間は無い旨を証言していると主張しているが、B社が保管する当該同僚に係る人事記録によると、当該同僚のA社における入社日は、30年2月11日であることが確認できるところ、オンライン記録における当該同僚の同社に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日は同年4月1日となっており、当該同僚の入社日と被保険者資格の取得日は一致していないこと、iii)申立人と同じ高等学校を36年3月に卒業し、申立人と同日(36年3月21日)付けで同社に就職した元同僚は、「昭和36年9月頃、A社を退職し、すぐに別の事業所に就職した。」と供述しているところ、当該同僚が同社において厚生年金保険に加入していたことを示す記録は見当たらないことを理由として、平成20年6月18日付け、21年11月4日付け、及び24年4月6日付けで、既に年金記録確認佐賀地方第三者委員会の決定に基づき年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

- 2 申立期間②については、i) C社の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人は、厚生年金保険の被保険者資格を昭和 38 年 9 月 2 日に取得、同年 10 月 23 日に喪失したこととされており、同被保険者原票において申立人が同日以後に再度被保険者資格を取得したことを示すような記載は無く、健康保険の整理番号に欠番も無いこと、ii) 申立人が同社を退社後に就職したとする別の事業所に係る雇用保険被保険者資格の取得日は 39 年 4 月 19 日と記録されており、申立期間②の一部 (2 回目の申立期間は、昭和 38 年 10 月 23 日から 39 年 9 月頃まで)と重複すること、iii) 申立期間②当時、同社に係る厚生年金保険の被保険者資格を有していた者のうち所在が確認できた 8 人に照会したところ、回答が得られた 6 人は、いずれも申立人のことを記憶しておらず、申立期間②における保険料控除及び勤務実態について確認することができないことを理由として、平成 20 年 6 月 18 日付け、21 年 11 月 4 日付け、及び 24 年 4 月 6 日付けで、既に年金記録確認佐賀地方第三者委員会の決定に基づき年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。
- 3 今回、申立人は、申立期間①については、i) B社が発行した「在籍証明書」により、当該期間において、A社に勤務していたことが確認できること、ii) 同社が、申立人を厚生年金保険に加入させておらず、社会保険事務所(当時)に厚生年金保険料を納付していなかったとしても、B社が、申立期間①に係る厚生年金保険料については、国に納付する旨を回答していることなどを改めて主張している。

しかしながら、これまで、年金記録確認佐賀地方委員会では、前述の申立人の主張、申立人が提出した「在籍証明書」及びB社が保管するA社に係る「採用者名簿」により、申立人の申立期間①における勤務実態が確認

できることなども踏まえた上で、年金記録の訂正が必要でないとする判断を行っている。

また、改めて、B社が保管する「社会保険台帳」を確認しても、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和 36 年 12 月 1 日と記録されており、年金事務所が保管する厚生年金保険被保険者名簿の記録及びオンライン記録と一致していることが確認でき、それ以前に申立人が同社における厚生年金保険被保険者資格を取得した事実は確認できない。

さらに、これまでの申立てにおける申立人の主張、申立人が提出した資料、及びB社が提出した資料を改めて確認しても、委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

また、申立期間②については、申立人は、申立期間を変更し、新たに事業所関係者の名前を挙げ、再度申立てを行っているが、申立人が名前を挙げた事業所関係者と姓が同一かつ所在が確認できた3人に照会したところ、回答のあった1人からは申立人の主張を確認できる供述は得られない。

なお、申立人は、法律では両申立期間において、社会保険に加入しなければならないこととなっていることから、各事業主における厚生年金保険被保険者資格の届出手続の遅延又は届出手続漏れであったとしても、厚生年金保険被保険者とすべきであると主張しているが、年金記録確認第三者委員会は、厚生年金保険法による記録訂正について、申立期間における被保険者資格の届出又は保険料の納付の有無に係る事実認定に基づいて記録の訂正の要否を判断するものであり、これと離れて事業主が行った資格取得の届出手続の遅延又は届出手続漏れ自体の適法性の有無を判断するものではない。

また、当委員会は、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき記録訂正が認められるかについても審議の対象としているところであるが、特例法に基づき、記録訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が、厚生年金保険料を源泉控除していたものと認められる場合であり、両申立期間においては、申立人が各事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた事実は確認できない。

このほか、委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情は見当たらず、両申立期間について、厚生年金保険法及び特例法に基づく記録訂正を行うことはできない。

福岡(熊本) 厚生年金 事案 4657 (熊本厚生年金事案 112、649、702、801、926、 946、961、971、979 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和5年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年5月10日から55年12月5日まで

A社に勤務していた期間について、厚生年金保険の被保険者記録が確認できなかったため、年金記録確認第三者委員会に被保険者記録の訂正を、これまで9度申し立てているが、いずれも年金記録の訂正は認められなかった。

今回、新たな資料や情報はないが、申立期間にB職種として勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたと思うので、再度審議の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i)厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の関連資料が無いこと、ii)申立事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名の記載は無く、同名簿の整理番号に欠落が無い上、申立人は申立期間において、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していること、iii)申立事業所の当時のC支店長及び元総務担当者等は、申立人は当該事業所における厚生年金保険の加入対象者であるD職種等ではなかったと説明していること、iv)申立人が提出した「E教育に係る受講証」には、厚生年金保険料の控除を確認することができる記載は見当たらないことを理由として、既に年金記録確認熊本地方第三者委員会の決定に基づき平成20年11月12日付け、22年12月15日付け、23年3月2日付け、同年8月10日付け、24年1月12日付け、同年5月9日付け、同年8月1日付け、同年9月26日付け及び同年12月19日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通

知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料や情報は無いものの、申立期間においてA社にB職種として勤務し、厚生年金保険の保険料を給与から控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしいと主張するものであるが、これは、これまでの決定を変更すべき新たな事情と認められない。

そのほかに、これまでの決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

福岡 (熊本) 厚生年金 事案 4658

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月11日から同年4月1日まで 私は、昭和49年1月11日から同年3月31日までA事業所に臨時的に任 命されたB職種として勤務していたが、申立期間に係る厚生年金保険の被 保険者記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したC機関から交付を受けた辞令、及び申立期間当時、A事業所に勤務していた者の供述から判断すると、申立人は、申立期間において同事業所に臨時的に任命されたB職種として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、適用事業所名簿によると、「A事業所」という名称の厚生年金保険適用事業所(新規適用年月日:昭和 46 年 11 月1日、事業所整理記号:*)が確認できるものの、当該適用事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人の厚生年金保険被保険者記録は確認できない上、当該被保険者原票において、厚生年金保険被保険者として記録がある3人のうち1人に聴取したところ、自身を含む3人は臨時的任用のB職種ではなくD職種として勤務していた旨供述しているほか、A事業所は、申立期間当時、D職種を厚生年金保険に加入させていたことは考えられるが、臨時的任用のB職種とは全く別の取扱いであった旨回答している。

また、A事業所及びE機関は、臨時的任用のB職種を厚生年金保険に加入させる取扱いとなったのは昭和 61 年4月からである旨回答しているところ、適用事業所名簿によると、同事業所は、申立期間より後の同年6月1日に、厚生年金保険適用事業所(事業所整理記号:*)となっていることが確認できる。

さらに、昭和 61 年4月より前に、申立人と同様にC機関から辞令の交付を受け、臨時的任用のB職種として勤務した者は、当時臨時的任用のB職種又はF職種を問わず、厚生年金保険に加入する取扱いでは無かったため、自身は国民年金に加入しており、給与から厚生年金保険料を控除されることは無かった旨供述している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から 控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに、申立 人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及 び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

福岡(宮崎)厚生年金 事案 4659 (宮崎厚生年金事案 29 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和7年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年頃から42年1月頃まで

前回、年金記録確認宮崎地方第三者委員会に対し、A事業所に昭和 31 年 3月から 37 年 12 月まで勤務し、B事業所及びC事業所に 38 年 1 月から 40 年 10 月まで勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者期間として記録されていなかったので、申立てを行ったが、年金記録の訂正は認められなかった。

今回、申立期間において勤務していた事業所は、D社(その後、E社)であり、同社に勤務していたことを証言してくれる同僚、知人、元事業主の妻の氏名及び勤務していた期間について、前回より正確に思い出したことから、申立期間を変更したので、再調査の上、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

前回の申立期間に係る申立てについては、i)申立期間である昭和 31 年 3 月から 37 年 12 月まで申立人が勤務したとするA事業所については、F県内にはG社及びE社という二つの厚生年金保険適用事業所が確認できる。しかし、両事業所における厚生年金保険の適用期間のうち、申立期間及びその前後の期間における健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号の欠番も無いことのほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情も無いこと、ii)申立期間である 38 年 1 月から 40 年 10 月まで勤務したとするB事業所及びC事業所については、それぞれ同県内にH社、I社という厚生年金保険適用事業所が確認できる。しかし、H社における厚生年金保険の適用期間中、健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。また、I社は、

41 年8月1日に新規適用事業所となっていることが確認できるため、申立期間と一致しないことのほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情も無いことなどを理由として、既に年金記録確認宮崎地方第三者委員会の決定に基づき、平成 20 年5月 13 日付けで年金記録の訂正は必要ないとの判断を行ったとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立事業所をD社のみとし、申立期間を変更した上で、当該事業所で勤務していたことを証言してくれる同僚、知人及び元事業主の妻の氏名を思い出したとして再申立てを行っている。

このため、申立人が記憶している同僚、知人、及び当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚に照会したところ、複数人から、「申立人が」「職種として勤務していた記憶はある。」との供述を得た。

しかし、前述の被保険者記録が確認できる同僚のうちの一人は、2年から3年の間に複数回にわたって勤務したが、申立事業所に係る厚生年金保険の加入記録は、連続した4か月間のみである旨供述している上、回答があった全員は、申立期間当時の厚生年金保険の適用状況については分からない旨供述している。

また、元事業主の妻は申立事業所の状況について何も記憶しておらず、申立期間当時の厚生年金保険料の控除に関する資料は残されていない旨供述している。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらず、年金記録確認宮崎地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。